

法人課税～租税特別措置法の期限延長

1. 改正の概要

下記の制度について、適用期限が延長される。

(1) 交際費等の損金不算入制度

- ・交際費等の損金不算入制度の適用期限が**2年延長(平成32年3月31日まで)**される。
- ・交際費となる飲食費の50%(中小法人の場合は交際費のうち事業年度800万円までのいずれか)を損金に算入することができる制度も、適用期限が**2年延長(平成32年3月31日まで)**される。

(2) 大法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置

- ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限が**2年延長(平成32年3月31日まで)**される。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例

- ・中小企業者等が少額減価償却資産(取得価額30万円未満の減価償却資産)を取得した場合に、事業年度300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が**2年延長(平成32年3月31日まで)**される。

2. 適用時期

現行制度の延長のため、特になし。